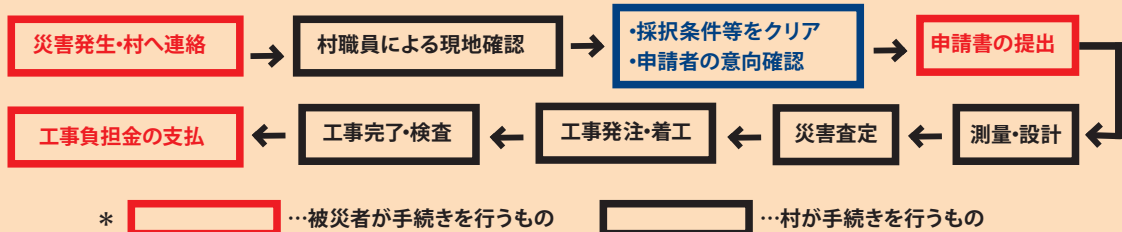


災害対策室

◆農地・農業用施設の災害復旧事業の申請について

平成 29 年 7 月九州北部豪雨や令和 5 年 7 月梅雨前線豪雨など、近年では毎年のように大雨や台風などの自然災害により、村内で甚大な被害が発生しています。早期復旧を行い、再度の被災及び拡大を防ぐために、農地及び農業用施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業の申請方法等についてお知らせします。日頃から災害への対策を万全にしておきましょう。

【災害復旧事業の流れ】



■ 採択の条件

(1) 気象条件

災害復旧事業は、異常な天然現象でなければ対象となりません。人災と判断されるもの、施工粗漏、維持管理不良に起因するものは、不採択となります。また、その年に発生した災害でなければなりません。

【異常な天然現象】

- ・最大 24 時間雨量が 80mm 以上
- ・最大 24 時間雨量が 80mm 以下でも、時間雨量が 20 mm 以上 など

(2) 事業費要件

国が定めた単価において、概算事業費を算定します。その金額が、40 万円以下の工事については、災害復旧事業の対象外となります。

■ 対象となる「農地」や「農業用施設」

「農地」

⇒実際に耕作している土地で、土地台帳上の地目ではなく、現に肥培管理を行っている土地のことをいいます。水田、畑地のほか、果樹園なども含まれます。よって、長年不耕作や植林された農地は原則対象となりません。

また、家庭菜園は対象になりません。樹園地の場合でも出荷証明書などを要求される場合があります。

「農業用施設」

⇒ため池、井堰（頭首工）、用水路、幅員が 1.2 m 以上の農道等が対象となります。ただし、農業用施設は関係受益者が 2 戸以上なければ申請できません。また、日頃から適正な維持管理を行っていないと認められればなりません。



▲農地被害の例（土砂の流入）



▲農業用施設被害の例（頭首工の損壊）

■ 補助率・負担率について

農地の災害復旧は、条件や規模に応じ復旧限度額が決められ、その範囲内が補助対象となります。対象額を超えた金額は、申請者の負担となります。なお、被害が甚大な場合、補助率がかさ上げされ、負担が軽減される場合があります。

	補助率		負担率
	国	村	申請者
農地	50%	25%	25%
農業用施設	65%	17.5%	17.5%

《農地災害復旧事業の復旧限度額について》

農地災害復旧事業は、復旧限度額までの復旧費用が国庫補助の対象となりますが、それを超えた事業費は補助対象外となり、申請者の負担となります。なお、農業用施設災害には、復旧限度額はありせん。

たとえば？

《負担金の算出例》

被災農地の面積が2a(畝)で、復旧工事費が2,250,000円、
復旧限度額が1a(畝)当たり1,000,000円の場合

- ・補助対象限度額：2a(畝) × 限度額 1,000,000円 = 2,000,000円・・・①
- ・復旧工事費と補助対象限度額の差：2,250,000円 - 2,000,000円 = 250,000円・・・②
(補助対象外)

よって、申請者負担額は、

$$\textcircled{1} 2,000,000 \text{円} \times 25\% (\text{申請者負担率}) + \textcircled{2} 250,000 \text{円} = \underline{\underline{750,000 \text{円}}}$$
となります。

*上記の算定は、あくまでも目安です。復旧限度額は、農地の用途(田・畑)や被災面積などによって異なります。

農地や農業用施設が被害にあった場合は、速やかに村に報告してください。この事業は、原型復旧が原則です。したがって、復旧工法・延長などは、国の査定により決定されます。国の査定が終わるまでは、被災状況が分かるように手を加えないようにしてください。

工事施工において、隣接地に重機や資材搬入路を設けなければならない場合については、関係者の同意が必要です。同意が得られない場合は申請できません。



石積み崩壊



(復旧工事)

